

営業利益率 計算表

主たる事業は、_____です。

最近3か月間の月平均売上高営業利益率（※売上総利益の使用は不可）

最近3か月	C（営業利益 実績）		D（売上高 実績）	
年 月	指		指	
	全		全	
年 月	指		指	
	全		全	
年 月	指		指	
	全		全	
合 計	指		指	
	全		全	

A：最近3か月間の月平均売上高営業利益率

$$\text{利益率} = \frac{C}{D} \times 100$$

$$\frac{A \text{ 指定}}{A' \text{ 全体}} \%$$

最近3か月間の前年同期の月平均売上高営業利益率（※売上総利益の使用は不可）

前年同期	C'（営業利益 実績）		D'（売上高 実績）	
年 月	指		指	
	全		全	
年 月	指		指	
	全		全	
年 月	指		指	
	全		全	
合 計	指		指	
	全		全	

B：最近3か月間の前年同期の月平均売上高営業利益率

$$\text{利益率} = \frac{C'}{D'} \times 100$$

$$\frac{B \text{ 指定}}{B' \text{ 全体}} \%$$

（最近3か月間における全体の売上高等に占める指定業種の売上高等の割合）

$$\text{割合} = \frac{D \text{ (指定)}}{D' \text{ (全体)}} \times 100$$

%

（実績 5%以上減少）

（最近3か月間の指定業種の月平均売上高営業利益率の減少率）

$$\text{減少率} = \frac{B - A}{|B| \text{ 絶対値}} \times 100$$

%

（実績 20%以上減少）

（最近3か月間の企業全体の月平均売上高営業利益率の減少率）

$$\text{減少率} = \frac{B' - A'}{|B'| \text{ 絶対値}} \times 100$$

%

（実績 20%以上減少）

注）計算式の分母には、B及びB'の絶対値の値を入力（例：-20%の時（20）、15%の時（15））

令和 年 月 日

上記につき相違ありません。

事業所在地

企業名又は屋号

代表者名

TEL

※利益率の計算には必ず合理的に確認が可能な資料の添付が必要です。（メモ書き等不可）

※確定申告書又は、決算書の内容と齟齬の無いように売上高等をご記入下さい。

※認定後、申請内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。

【令和6年12月1日以降】

融資申込みに係る反社会的勢力でないことの表明・確約書

令和 年 月 日

北九州市産業経済局中小企業振興課 殿

住所（個人の場合）

事業所在地

企業名又は屋号

代表者名

☐ 以下の内容に同意します。

※以下の内容を確認してチェックを入れて下さい。

私（申込人が法人の場合には、当該法人の役職員等を含む。以下同じ。）及び代理人は、次の1の各号のいずれかに該当し、もしくは2の各号のいずれかに該当する行為をし、または1に基づく表明・確約に関して貴課に虚偽の申告をしたことが判明し、貴課が融資を行うことが不適切であると判断した場合は、融資の申込みを断られても異議申立てをいたしません。また、これにより損害が生じた場合でも、すべて私の責任といたします。

以上について確約の上、貴課に融資を申し込みます。

なお、本書の内容について、貴課が福岡県警察本部に照会することを承諾します。

1 私は、現在、次の各号に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (4) 暴力団準構成員
- (5) 暴力団関係企業
- (6) 総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等
- (7) その他これらに準ずる者
- (8) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している法人等
 - イ 暴力団員が実質的に運営している法人等
 - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している者
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者

2 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 融資斡旋に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴課の信用を毀損し、又は貴課の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為